

令和 8 年度 介護予防・日常生活支援総合事業 改正事項

・通所型サービス・活動 A (委託) 事業への送迎委託料の新設

介護認定による要支援高齢者を対象に、身体機能向上及び食事の提供を行う通所型デイサービス（高齢者ふれあいデイサービス）を市内 5 か所で NPO 法人が実施しています。

利用者送迎を行っている通所サービス事業所は、これまで送迎費用を施設利用料に含んでいましたが、近年のドライバー不足による事業者負担の増により事業継続に支障をきたしています。このような介護予防事業を行っている NPO 法人等の事業者への支援を行うため、通所型デイサービスへの送迎について、これまでの委託料に追加して支給(往復 300 円)し事業者への支援を行います。

・サービス・活動 A (委託) 事業への継続利用要介護者の新設

介護保険法施行規則の改正において、「継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用介護者が利用できるものとしてサービス A を含める。」とされたことを受けて、サービス・活動 A について、利用対象者に継続利用要介護者の追加を行います。

【主な改正要綱箇所抜粋】

(変更前) 通所型サービス・活動 A (委託) 委託料

区分	実施回数	単価
要支援 2	1 週につき、3 回まで	2, 9 0 0 円
上記以外	1 週につき、1 回まで	2, 7 0 0 円

(変更後) 通所型サービス・活動 A (委託) 委託料

区分	実施回数	単価
継続利用要介護者	1 週につき、1 回まで	3, 1 0 0 円
要支援 2	1 週につき、3 回まで	2, 9 0 0 円
上記以外	1 週につき、1 回まで	2, 7 0 0 円

送迎費

区分	実施回数	単価
すべての対象者	片道または往復	1 5 0 円 (片道につき)